

令和2年4月吉日

得意先各位

重光商事株式会社
TEL076-238-8111
FAX076-238-8811

特別措置法に基づく「緊急事態宣言」に伴う発送対応について

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月7日に内閣総理大臣より、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発表されました。弊社では通常通り営業致しますが運送会社より「緊急事態宣言」に伴う荷物の取扱いについて下記の通り案内がございました。つきましては、円滑な配達のため荷受状況のご確認のほどお願い申し上げます。

記

● 緊急事態宣言の対象エリアおよび対象期間

対象エリア : 東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡
(変更の際は追加になったエリア)

対象期間 : 令和2年4月7日～5月6日

● 荷物配達について

通常通り発送致します。ただ運送会社各拠点の営業状況により配達遅延もしくは一時的な配達休止等が発生することもございます。

● 留意点

- ・対象エリア内に問わず届け先の営業状況についてご確認ください。
- ・余裕ある配送リードタイムにご協力ください。
- ・届け先が休業の場合、運送会社により配達店での荷物滞留は2日以内となり、期間内で配達が出来ない場合は実費にて返送されます。その着払い運賃(※1.)
につきましてはご負担頂きたくお願い申し上げます。

※1. 着払い運賃は正規運賃が採用されますのでご容赦下さい。お届け先が休業されていないことを必ずご確認のうえご注文頂きたく重ねてお願い申し上げます。

敬具